

無線設備規則

規則

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 規則 第 33 号

2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022 年 5 月 25 日 国土交通大臣 認可

規則の節・条タイトルの末尾に付けられた
アスタリスク (*) は, その規則に対応する
要領があることを示しております。

2022 年 6 月 30 日 規則 第 33 号
無線設備規則の一部を改正する規則

「無線設備規則」の一部を次のように改正する。

2 章 検 査

2.2 検査の準備その他

2.2.8 として次の 1 条を加える。

2.2.8 艀装品，機器，部品等の交換*

船舶に搭載された艀装品，機器，部品等を交換する場合には，いかなる場合もアスベストを含む材料を使用したものであってはならない。

2.4 登録検査

2.4.1 を次のように改める。

2.4.1 一般

- 1. 登録検査では，無線設備に関する必要な事項について検査又は試験若しくは調査を行い，それらが本規則の規定に適合することを確認する。
- 2. アスベストを含む材料を使用していないことを確認する。

2.4.2 提出図面及びその他の書類*

-2.を-3.に改め，-2.として次の 1 項を加える。

(-1.は省略)

- 2. 前-1.に規定する承認図面の他，次に掲げる図面及びその他の書類を参考用として提出しなければならない。

アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料

- ~~-3.~~ 前-1.に係わらず，同一の事業所において，既に承認された図面及び書類を用いて無線設備を設置する場合には，本会が別に定めるところにより，承認図面及び書類の提出を省略することができる。

附 則

1. この規則は，2022 年 6 月 30 日から施行する。

無線設備規則検査要領

要
領

2022 年 第 1 回 一部改正

2022 年 6 月 30 日 達 第 19 号
2022 年 1 月 26 日 技術委員会 審議

2022 年 6 月 30 日 達 第 19 号
無線設備規則検査要領の一部を改正する達

「無線設備規則検査要領」の一部を次のように改正する。

2 章 検査

2.2 検査の準備その他

2.2.8 として次の 1 条を加える。

2.2.8 艀装品，機器，部品等の交換

規則 2.2.8 の適用上，定期的検査において，交換又は新たに搭載された艀装品，機器，部品等に対して，アスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

2.4 登録検査

2.4.1 として次の 1 条を加える。

2.4.1 一般

規則 2.4.2-2. の適用上，規則 2.4.2-2. に規定されるアスベストを含む材料を使用していない旨の宣言書及び必要な補足資料を確認する。

附 則

1. この達は、2022 年 6 月 30 日から施行する。